

獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針（令和2年5月27日公表）（抄）

第1 獣医療の提供に関する基本的な方向

1～5（略）

6 その他重要な事項

（1）～（3）（略）

（4）専門的な診療を求める飼育者の選択に資するよう、獣医師の組織する団体等が中心となって、獣医師の専門性を認定等する仕組みの構築について検討を進める。
また、獣医師の専門性を国民が適切に認知できるような獣医療広告のあり方について検討を進める。

第2～6（略）